

平成29年第2回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成29年6月6日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時29分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	両方裕
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	石川浩
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	小田倉 浩
上下水道課長	佐藤 光明
学校教育課長	岩附 利克
生涯学習課長	柳田 啓之
文化振興課長	糸井 美智子

◎事務局職員出席者

事務局長	水沼 透
書記	菊地 静夫
書記	藤野 雅広

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 平成28年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 9号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 6号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 7号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 2号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第14 議案第11号 市道路線の認定について（市長提出）
- 日程 第15 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渡辺健寿） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成29年第2回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

傍聴席には、早朝より議場に足を運んでいただき、ありがとうございます。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月30日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（渡辺健寿） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成29年第2回那須烏山市議会6月定例会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会、報告案1件、補正予算案2件、承認案3件、条例案3件、人事案1件、議決案2件、計12議案を上程させていただきます。執行部一同、誠心誠意務めてまいりますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。5月20日、21日の2日間、八溝そば街道そばまつりを開催いたしました。入場者3万1,000人が来場されております。市外からも多くの皆様方が集まっておきまして、好評を博しました。これも八溝そば街道推進協議会、そばまつり実行委員会を初め関係機関の皆様の御尽力の賜物でございます。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後もさらなる八溝そばブランド力の向上に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ジオパーク構想についてであります。地域特有の地形を生かし、地方創生に取り組むために、県内初の日本ジオパークネットワークへの正会員を目指し、4月21日に千葉市の幕

張メッセで行われました公開プレゼンテーションに参加してまいりました。市民の皆様方への周知、活動実績等が不十分とのことで、今年度は認定は見送られることになりましたが、南那須中学校の生徒によるプレゼンにつきましては大変好評でございまして、この発表会を出発点に、認定に向けてさらに活動を強化してまいりたいと考えております。

また、昨年12月に烏山の山あげ行事がユネスコ無形文化遺産に登録され、本年7月21日から登録後初の山あげ祭が当番町、仲町によって実施されます。昨年度は、ユネスコ無形文化遺産登録を機に、鹿沼市との連携により市のイメージアップや観光振興の強化など各種事業に取り組み、積極的な広域連携によるPRを展開してまいりました。このことから、多くの観光客が見込まれますので、市民の皆様を初め各種団体等と連携をし、オール那須烏山市体制によりおもてなしをしてまいりたいと、議員各位におかれましても御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年度は総合計画後期基本計画の最終年度に当たります。これまでの取り組みを鑑みますと、東日本大震災の影響から、市民生活の再建を最優先とした復旧・復興対策を進めるとともに、市民生活に直結いたします公共施設を安全安心に利活用できる対策や、さきの大震災を教訓とした防災・減災力の向上に努め、さらなる安全安心なまちづくりを進めてまいりました。

その結果、被災いたしました南那須武道館を優先した整備を進め、新武道館が竣工いたしました。また、災害対応の拠点となる庁舎整備につきましては多くの課題を擁しておりますが、本年4月より総合政策課秘書政策グループ内に調査整備計画担当を設置し、有識者等で構成する基本構想策定委員会の設置に向けて調査研究を進めております。

一方、厳しい財政状況が続く中、人口減少の加速化、少子高齢化の影響により、地方衰退が懸念されております。このことから、未来ある子供たちにこの愛する郷土を守り伝えるとともに、今ある貴重な資源を磨きながら、持続可能な自立性・継続性のある希望に満ちた那須烏山市を創生していくために、那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種政策を展開しているところでございます。本年度につきましては、市総合計画後期基本計画総仕上げの年として、ユネスコ無形文化遺産登録を果たした烏山の山あげ行事やJR烏山線など、地域資源を最大限に活用し、総合戦略の施策を確実に取り組んでまいりたいと考えています。

また、中長期財政計画公共施設等総合管理計画に基づき、予算規模の適正化に努め、財政の健全化と地方創生の両立に配慮してまいりたいと考えております。議員各位のさらなる御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、今期定例会におきまして、12議案、慎重審議を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

2番 小堀道和議員

3番 滝口貴史議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺健寿） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月14日までの9日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 平成28年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（渡辺健寿） 日程第3 報告第1号 平成28年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 平成28年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について提案理由説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成29年度第1回那須烏山市議会3月定

例会において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業の主な内容を御説明申し上げます。

まず、総務費の行政情報化推進費につきましては、国の個人番号カード交付事業補助金の繰り越しに伴うものであります。

民生費の臨時福祉給付金事業費につきましては、国の補正予算に伴い繰越事業とするものであります。

農林水産業費の畜産振興費につきましては、畜産担い手育成総合整備事業において、湧水処理に伴う工法選択及び契約変更等の手続に不測の日数を要したためでございます。

商工費の観光振興費及び山あげ会館施設整備費につきましては、国の補正予算による地方創生拠点整備交付金の採択を受け、繰越事業とするものでございます。

土木費の河川総務費（急傾斜地崩壊対策事業費）につきましては、県事業が繰り越しとなったことに伴うものでございます。

教育費の南那須中学校施設整備費につきましては、グラウンド整備に係る計画、設計等に不測の日数を要したためでございます。

以上7事業の繰越明許費繰越事業について御説明申し上げます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 平成28年度の一般会計の繰越明許関係でございますが、それぞれ繰り越されて、もう既に事業が終了しているものもあるかもしれませんが、それぞれいつごろまでに、29年度のいつごろまでに事業を実施して完了するというような予定なのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、私のほうから総務費の行政情報化推進費について、進捗状況を御説明いたします。

こちらは、全て個人番号カード作成に係る事務費としての国庫補助金でございまして、全額J-LIS、日本情報システム機構のほうに支払う金額となっておりますが、現在2分の1の109万3,000円を6月中に支払う予定となっております。残り2分の1につきましては、J-LISから請求があり次第、年度内に支払いの予定です。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 臨時福祉給付金事業についてお答えいたします。

こちらは、平成28年度の国の補正予算事業として制度化されたものでございます。申請受付期間は3月28日から6月30日までの3カ月間ということで、3月27日に3,784件、5,959人の方に郵送で発送しております。5月末現在、申請受付は3,250件、5,022人の方が申請受付されております。支給決定された方が3,106件、4,837人。5月26日現在で執行率のほうは81.2%になっております。

今後、あと1カ月ありますので、おおむね執行できるかと思えます。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 畜産振興費、繰越額1,838万7,000円につきまして、畜産担い手育成総合整備事業としまして、草地造成整備、牛舎整備、堆肥処理施設整備等、平成27年から実施しております事業でございます。

全体計画では、5件の農家が取り組む予定でございましたが、平成28年度分につきましては、施設用地造成整備におくれが生じたため、牛舎整備が繰り越しとなりました。当該事業は、栃木県農業振興公社が実施してまいります。平成28年度繰越分につきましては、7月の発注を予定しております。年内完成を目途に事業を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 商工費、まず観光振興費でございます。内容としましては、城下町散策ガイドブックの作成ということで、現在、業者等の募集をかけているところでございます。募集につきましては、おおむね9月までで予定しておりますが、その後、ガイドブックの校正等を12月までに終わらせて、製本としましては年度内に完成させたいというふうに思っております。

また、山あげ会館施設整備事業費につきましては、山あげ祭が終わった後の着工ということでございますので、おおむね7月下旬を目途に入札等を行って行って、9月から閉館して事業を進めて行って、2月末までには完了させたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私どもは、下から2行目の8款土木費3項の河川費、河川総務費（急傾斜崩壊対策事業費）の繰り越しの内容について御説明申し上げます。

この事業は、栃木県が施行しております急傾斜崩壊対策事業で、箇所名が神長下というところなんです。こちら、補正予算のときにも言ったんですが、国の緊急経済対策によりまして、

栃木県のほうが補正予算を計上しまして、その分を繰り越しということで、私のほうはその事業費に対して20%負担ということで、現在進めております。

進捗状況に関しましては、烏山土木事務所の報告によりますと、今年度の9月末までには完全に終わるということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、最後になります、南那須中学校施設整備費でございます。

この工事につきましては、グラウンドの整備及び駐車場整備ということでございますが、工事のほうは全て完了しております。現在、工事の検査について準備中というところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）及び日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）は、いずれも平成28年度補正予算の専決承認に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

◎日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）

◎日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）

○議長（渡辺健寿） よって、議案第3号及び議案第4号は、一括して議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案議第3号、4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。概要でございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）を3月29日付、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

補正予算額は6,036万9,000円を増額し、補正後の予算総額122億3,463万2,000円とするものでございます。

内容でございますが、一般会計補正予算（第5号）につきましては、旧江川小学校財産売り払いに伴う学校施設整備基金積立金や、栃木県との市町村交流職員費負担金の増額などがございます。

歳出でございますが、総務費は、栃木県との市町村交流職員費負担金の計上に伴うものであります。

消防費は、消防団員の火災発生時等の費用弁償の増額でございます。

教育費は、旧江川小学校の財産売り払いに伴う学校施設整備基金積立金や、烏山高等学校通学費補助金の確定に伴う増額であります。

また、債務負担行為につきましては、自家用有償バス運行業務委託の額の確定に伴い、変更を行いました。

次に、歳入でございますが、市税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税のうち特別交付税については、額の確定により精算をいたしました。

国庫支出金は、交付決定に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や、災害復旧費補助金を増額するものでございます。

財産収入につきましては、旧江川小学校の財産売り払いに伴い、土地売却収入を計上したものでございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金及び市有施設整備基金繰入金を減額とさせていただきます。

以上、報告を申し上げます。

次に、議案第4号でございます。平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

概要でございますが、地方自治法179条第1項の規定に基づき、平成28年度那須烏山市

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を3月29日付、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものであります。

補正予算の概要は、診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ250万円減額し、補正後の予算総額7,214万7,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳入におきましては、七合診療所の診療収入見込み、特に高齢者分が減少したことによる減額でございます。歳出におきましては医薬品衛生材料費の精査による減額であります。

なお、歳入の減額により不足する財源につきましては、前年度繰越金をもって計上いたしました。

以上、議案第3号及び議案第4号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。慎重御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いいたします。

まず、一般会計の専決処分の関係なんですが、9ページの18款の繰入金です。これは歳入なんですが、これは3月の補正でもって8,623万増額しております。ところが今回、早速1,904万4,000円ほど減額をしたんですが、なぜ今回、この繰入金を減額しなければならなかったのか、この事情について1点お伺いします。

2点目は、11ページの教育費、最初のほうなんですが、これは学校教育施設の整備基金として5,420万を積み立てるんですが、ならば教育施設で現在、整備する予定のところがあのかどうかお伺いしたいと思います。

私は当分ないんじゃないかと、そのような考えを持っているものですから、それなら本庁舎の整備基金、これにこの5,400万を積み立てたほうが有効に活用できるのではないかと、そのような考えから質問するものです。

以上2点について、お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） それでは、私のほうからは9ページの財政調整基金繰入金1,904万4,000円減額の理由ということでございます。

こちらにつきましては、3月定例会の一般会計補正予算（第4号）におきましては、議員御指摘のとおり8,623万円を増額したわけでございますが、こちらにつきましては、財源の調整ということで、この時点では特に主な要因としましては臨時財政対策債の発行可能額に合

わせまして、1億円を減額せざるを得なかったというところもございまして、財政調整基金8,623万円を増額したところでございますが、その後、今回の専決処分におきましては、地方消費税交付金や特別交付税の決定に伴い、増額できます財源が確保できたため、その一部を財政調整基金のほうに戻す目的から、1,904万4,000円の減額を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、11ページのほうの教育費でございますが、5,420万円ということで、これにつきましては旧江川小学校の売払費用ということでございましたので、学校施設整備基金に積み立てをするものでございます。

現在、この基金の使用の予定はございません。将来の施設整備に向けまして積み立てをするものでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） まず、議案第3号のほうで、大した問題ではないんですが、12ページ、一番最後の農地・農業用施設災害復旧費なんでございますが、一旦あれですかね、これは市の財源で充てようとしていたんだけど、国のほうからの交付金というか補助金というか、そういうのが確定したので、その分を減額するというような中身なのかなとお見受けするんですが、これの工事箇所・内容をもし説明いただければと思います。

それと、議案第4号でございますが、5ページ、今回の補正で七合診療所の減額ということでございますが、歳出を見ますと、七合診療所の医薬品衛生材料費が250万円減額ということでございまして、これは患者さんが何かの理由で大幅に減ってしまったのか、それとも高齢者のという話が先ほどありましたので、患者さんが今年度はそれほど出なかったというような考え方でいいのか、その辺、何か変動があったのか、なかったのか、内容についてもう一度お示しいただきたい、このように思います。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今、平塚議員の御質問についてお答えしたいと思います。

12ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費の財源振り替えにつきましては、8月22日の台風9号の災害でございました。議員おっしゃるとおり、交付決定がことし年明けまして3月14日付ということで国庫補助金がつきましたので、財源振り替えを行ったものでございます。

工事箇所につきましては、まず農地債としましては、小原沢地区1カ所。これが田んぼの土手の災害でございます。それから農業用施設ということで、森田地区。これが水路の復旧ということで、2カ所になります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） ただいま御質問の七合診療所の医薬品衛生材料費の減額の理由ということですが、こちらは総体的に精査した結果、この金額が不用と見込まれるということで、先ほどおっしゃられたように高齢者の患者さんが少なくなっているということもありますので、その関係もあるかと思えます。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり承認いた

しました。

◎日程第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（渡辺健寿） 日程第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成29年3月31日公布され、原則として同年4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

主な改正内容は、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、重点化を行い2年間延長するもの、市民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するもの、及び固定資産税における震災等により消失した償却資産の代替特例規定の追加によるもの等を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

水上税務課長。

○税務課長（水上和明） それでは、命によりまして、議案第5号の税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本案件は、市長提案のとおり、地方税法等の改正に伴いまして税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりまして御説明申し上げます。まず、ページが飛んでしまつてまことに恐縮なんです、1ページ、第33条、2ページ、第34条の9、12ペー

ジ、附則第16条の3、14ページ、附則第20条の2、附則第20条の3の改正につきましては、特定配当等特定株式等譲渡所得金額に係る所得税について、市が納税義務者等の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものでございます。

次の2ページ、第48条、4ページ、第50条の改正でございますが、法人市民税の申告納付において、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備したものでございます。

次の5ページ、第61条第8項の改正でございますが、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定したものでございます。

次の5ページ、第63条の2第1項の改正でございますが、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものでございます。

次の第63条の3の改正でございますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

次の7ページ、第74条の2の改正でございますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、被災後4年間、被災住宅用地の特例を受けられるようにするための規定の整備でございます。

次の附則第8条の改正でございますが、肉用牛の売却に係る事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次の8ページ、附則第10条の改正については、条例改正に伴う読みかえ規定の改正になります。

次の附則第10条の2については、わがまち特例の項目に係る追条及び項ずれに対応したものでございます。

次の附則第10条の3の改正については、耐震改修・省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出すべき申告書について規定を整備したものでございます。

次の11ページ、附則第16条の改正については、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長するものでございます。

次の12ページ、附則第16条の2の改正については、燃費不正などにより課税の適用が変わり、税額に不足が生じた場合の対応について規定したものでございます。

次の13ページ、附則第17条の2の改正については、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長するものでござ

ございます。

続いて、附則の部分について御説明いたします。附則第1条については施行日について、附則第2条から第4条までについては経過措置を定めるものでございます。附則第5条の改正については、附則第6条の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。附則第6条の改正については、施行日の関係で規定を削除するもの及び読みかえ規定の修正に伴い、条例中の文言を修正するものでございます。

以上で、議案第5号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 条例の中でも、この税条例は極めて難解であります。ただいまの説明を聞きますと、今回の改正は個人の住民税、固定資産税、それに軽自動車税、この3つの税目にかかわってくるのかなと思っているところではありますが、それで本市におきましては、今回の改正によって税金がふえるのか、減るのか、どのぐらいの額が増減するのか、その額についてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） ただいまの質問について、お答えいたします。

今回の改正でございますが、軽自動車税については現行制度の期間延長ということでございますし、固定資産税についても、那須烏山市では該当しないと予想される内容のものでありますので、現段階においては市税に影響はないものと考えております。

また、市民税、法人税についても、現行制度の期間延長や、該当者がごく少数と予想されるため、市税への影響はほぼないものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認いたしました。

◎日程第7 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渡辺健寿） 日程第7 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましても、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。現在、人権擁護委員であります池澤 裕氏が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員といたしまして、新たに堀江功一氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

勇退されます池澤 裕氏は、平成20年10月1日から3期9年にわたり人権の擁護と人権思想の普及・高揚に御貢献されました。ここに池澤 裕氏の長年の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また今回、新たに推薦いたします堀江功一氏は、誠実、温厚なお人柄で、42年の長きにわたり烏山町役場、那須烏山市役所に勤務をされ、また、地域で活動されております里山大木須を愛する会の事務局長、あるいは役員として御活躍いただいているほか、昨年からは行政区長を務められておられて、地区の代表、行政区長と行政区長連絡協議会理事も務められております。堀江氏は、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任でございます。どうか御審議をいただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

たきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案に対する賛成討論を行います。

提案理由の説明にもございましたが、今回は平成20年10月1日から3期9年間、人権擁護委員をお務めいただきました池澤 裕氏の任期満了、勇退に伴う後任として、堀江功一氏を推薦すると、こういうものでございます。3期9年間お務めいただいた池澤 裕氏には敬意を表するところでございます。

提案理由にもございましたが、堀江功一氏は昭和49年4月から烏山町職員として採用され、平成28年3月定年退職まで42年間、烏山町職員、那須烏山市職員として奉職されました。その間、南那須広域行政事務組合の那須南病院の総務課長、市教育委員会の生涯学習課長、市商工観光課長などを歴任されました。さらに地域活動においては、里山大木須を愛する会の事務局長やその役員等を務め、昨年からは大木須行政区長を務められ、本年5月からは那須烏山市行政区長等連絡協議会理事及び境地区自治会連合会会長を務めております。地域での信望も極めて厚い方であります。

特に人権擁護委員候補といたしましては、平成14年4月から平成20年3月まで、烏山町住民課、那須烏山市市民課において、人権擁護業務に携わっております。このように人格、識見ともにまさに適任であると考えます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第6号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第8 議案第6号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーを利用して国、県、他の市町村の間において情報の照会及び提供を行うことを可能とするいわゆる情報連携の対象となるマイナンバーを利用する本市独自の事務について整理をするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、条例案の詳細について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法につきましては、平成27年10月に施行されておりました。現在、社会保障・税な

どの各種事務においてマイナンバーを利用して事務が行われておるところでございます。

先ほど市長の提案理由のとおり、マイナンバーを利用して、国、県、他の市町村間において情報の照会及び提供を行うことを可能とする情報連携が来月の7月中旬ごろから行われることとなります。情報連携の例としましては、情報連携の対象となる事務の範囲内において、マイナンバーを利用することにより、那須烏山市に他の市町村から転入された方の住民票情報とか税情報について、転出先の市町村から取得することができるようになり、転入されてきた方の事務の申請に必要な添付書類の省略などが可能となってくるところでございます。

この情報連携の対象となる事務は、マイナンバー法に定める法定事務と、地方公共団体が条例で定める独自利用事務があります。この独自利用事務について情報連携を行うためには、国の個人情報保護委員会に届け出書を提出する必要がある、この個人情報保護委員会に届け出をするためには、独自利用事務の根拠となる法令、趣旨、目的が法定事務と一致するものであることと、法定事務との内容の類似性があることなどが要件となりまして、その対象となる事務の事例については、個人情報保護委員会が提示しているところでございます。

本条例は、この個人情報保護委員会の提示する条例をもとに届け出を行った結果、情報連携の対象とならない事務または情報連携を必要としない事務について、本市が定めるマイナンバーを利用する事務の対象から外すこととするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、本条例の詳細につきまして御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きいただきたいと思っております。現行の那須烏山市災害弔慰金支給等条例に基づく災害援護資金に関する事務につきまして、当初、災害に関する事務として、他の市町村との情報連携を想定しておりましたが、情報連携の対象とならない事務であること、マイナンバーを利用して事務を行わずとも大きな影響がないことから、1 ページ及び3 ページ中にある別表第1 及び別表第2 中において定めるマイナンバーの独自利用事務の対象から外すため、削除するものであります。

続いて、2 ページをお開きいただきたいと思っております。現行の第3子以降の子に対する保育料の免除に関する事務であります。当初、所得要件があり、所得情報などについて他の市町村との間において情報連携の対象となる事務として想定しておりましたが、平成28年度から所得にかかわらず第3子以降の子どもは保育料が免除となったことから、情報連携をする必要がなくなったため、2 ページ及び4 ページ中にある別表第1 及び別表第2 において定めるマイナンバーの独自利用事務の対象から外すため、削除するものであります。

なお、条例の施行日については、公布の日としております。

以上で、本条例について補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第6号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の提案につきましては、今、市長並びに総務課長のほうからお話がありましたように、いわゆる情報連携に伴う市独自の独自利用事務の中で、いわゆる必要がないであろうと言われている第3子以降の保育料の免除に関する事務及び那須烏山市の災害弔慰金の支給等に関する災害援助資金の貸し付けに関する事務というこの2つ、これはそういうことで独自利用事務として必要ないものということで、削除するというところでございまして、これそのものには私は何ら問題はないと思っておりますが、問題は、この制度そのものを発足するときに私は反対しましたけども、いわゆるマイナンバー制度につきましては、全国の自治体の中でもまだ自治体が企業に送付する個人住民税通知書について、国が2017年度からマイナンバー制度の個人番号を記載する規則を定めたのに対し、東京都中野区や名古屋市などが記載見送りを決めたということや、あるいは共同通信の取材でも、神奈川県藤沢市、厚木市、葉山町、三重県の亀山市などが記載を見送ったというふうに書かれておりますし、大阪府においても23市町村において慎重に検討するとかリスクを見きわめる必要があるということで、まだ確定していないと、こういうことでございまして、この番号の誤記や企業のミス等による情報流出のおそれがあるということで、日本弁護士連合会も反対しているということが下野新聞にも載っておりました。

また、このマイナンバーの提供に関しても、国会の質疑の中でもこのマイナンバーカードの申し込みに使う個人情報と顔写真データが警察の求めに応じて提供され、利用されていると、こういうものを踏まえて、今、国会で質疑をしております内心の自由を脅かす仮に共謀罪が成立した場合には、これが捜査機関によってこの情報が利用されると、こういうことで大きな問題になっております。

さらに、このマイナンバーの漏えい問題が各地で起きていると、こういうことも報道されているところでございます。私は、このマイナンバー制度そのものに問題があるということで、この個人番号を利用及び特定個人情報を提供すると、こういうことで機密漏えい防止がまだ不十分だということの中でこれが展開されることには反対でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第6号 那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第9 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政

令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成29年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることになりましたことに伴い、那須烏山市税条例の一部改正が必要となったため、提案するものでございます。

主な改正点は、固定資産税において企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設、及び家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するものでございます。

なお、詳細につきましては税務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

水上税務課長。

○税務課長（水上和明） それでは、命によりまして、議案第7号の税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本案件は、市長提案のとおり、地方税法等の改正に伴いまして税条例を改正するものでございます。今回の改正では、保育の受け皿整備の推進のため、固定資産税において企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設し、わがまち特例を購入するもの、また、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するもの、及び個人住民税において控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備をしたものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、1ページをお開きください。まず、第61条の2でございますが、第1項から第3項において家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋、償却資産を地域の実情に反映させることができるよう、わがまち特例に追加し、課税標準額の割合を2分の1と定めるものでございます。

次の附則第5条でございますが、法改正により「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に名称変更となるものでございます。

次の附則第10条の2第12項でございますが、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例を創設し、固定資産税において、わがまち特例を導入したものでございます。具体的には、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、一定の事業所内保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合には、当該施設の用に供する固定資産税について、課税標準を最初の5年間、2分の1と定め

るものでございます。

なお、那須烏山市では、今のところ該当する事業がございませんので、現段階で税額に影響はないものと考えております。

以上で、議案第7号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第10 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本市国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象拡大をするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得の基準額を見直すとともに、国保税の課税限度額の引き上げを行うものであります。

なお、詳細につきましては市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議いただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、命によりまして、議案第8号の補足説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいま市長から説明がありましたとおり、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございます。改正の内容は、国民健康保険税の低所得者に係る軽減措置の対象を拡大すること、及び国民健康保険税の課税限度額を改正する2つの内容となっております。

それでは、詳細につきまして御説明申し上げますので、議案書2枚目、1ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第2条の改正ですが、こちらは国民健康保険税の課税限度額の改正に係るものです。第2条第1項においては、基礎課税額、いわゆる医療費分に係る限度額を52万円から54万円に改正するもので、第3項におきましては、後期高齢者支援金等に係る限度額を17万円から19万円に改正する内容となっております。また、今回の改正では、介護保険分に係る限度額は16万円のまま据え置きとなっております。

これによりまして、国民健康保険税の合計課税限度額は、85万円から89万円に引き上げられることとなります。

次に、2ページをごらんください。第21条は、被保険者の均等割額及び世帯平等割額の減額について定めた規定でございますが、第1項の改正部分は、先ほどの限度額の改正に伴う内容の整備となっております。

21条第1項第2号の改正におきましては、5割軽減世帯の被保険者1人当たりの判定基準所得を、これまでの26万5,000円から27万円に、第3号においては、同様に2割軽減対象世帯について、これまでの1人当たりの算定基準所得を48万円から49万円に引き上げ

る改正となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとし、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、28年度以前の国保税については従前の例によるものとさせていただきます。

なお、今回の改正によりまして、国保税への影響でございますが、軽減世帯の拡大によりまして、対象となる軽減世帯が5割軽減で11世帯、2割軽減で2世帯ふえます。被保険者としましては、5割軽減で21人、2割軽減で4人の被保険者が軽減世帯となりまして、税額としましては約57万8,000円ほど軽減額がふえるということですから、税額が減るというような状況となっております。

一方、限度額を85万円から89万円にしたことによります影響額としましては、約450万円ほど増額の見込みとなっております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） よく理解ができないものですから、もう一度ちょっと確認をしたいということです。別にこれに反対するというわけではないんですが、改正後、例えば金額の問題なんですが、19万円とか54万円とかと、こういう数字になっておりまして、続きまして次のページというか、2ページ目を見ますと、同じあれなですけれども、33万円、「万円」じゃなくて「000円」と、この違いは一体どこにあるのかと。多分、条例ですから、多分、決まり事があってこういうふうになっていると、こういうふうに思っているんですけれども、そこら辺がちょっと理解できないものですから、よろしくお願いします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 私もそれについて考えたことはありませんでしたけれども、恐らくですが、所得については5,000円単位で変更があるものですから、「万円」の単位を使っていなかったのではないかと思います。

○8番（渋井由放） 了解いたしました。多分これ、所得の関係とあれの違いなんだと思うんですが、確認をしてください。

○議長（渡辺健寿） 18番 平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 先ほど5割軽減世帯及び2割軽減世帯というのがありまして、今回の減額によって5割のほうは11世帯ですか、21人、2割軽減のほうは2世帯で4人、該当がふえるというような説明だったかに思うんですが、実際、現在の5割軽減世帯が何世帯あつ

て、2割軽減世帯が何世帯あって、最高限度額世帯が何世帯あるのか。並びにそのうち85万円が89万円に平成29年度から上がりますよね。まだ国保税の納付は始まっておりませんが、その辺、今度の納付書送付の中に、もしこれが引き上がる場合にはその分を加えて納税通知書を送るといような考え方でいるのか、その辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、具体的な数字を申し上げてもよろしいでしょうか。

まず5割軽減世帯ですが、改正前は1,244世帯……。済みません、被保険者ですね。被保険者が1,244人、672世帯になっています。こちらが改正後ですと、1,265人、683世帯になります。

次に、2割軽減世帯ですが、1,038人で529世帯。こちらも改正後は1,042人、531世帯になります。

それから、限度額超過世帯ですが、改正前ですと129世帯であったものが、引き上げられたことにより10世帯減りまして、119世帯になります。

今回これで改正されれば、新たな納税通知書のほうには改正後の額で通知されることとなります。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 129が119になって、10世帯減るの。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） はい。10世帯減ります。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それで、その最高限度額をもし引き上げた場合には、納税通知書の通知はまだ配布していないので、国保税、要するに限度額引き上げた内容で送付するというふうになりますよね。はい。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 5割軽減並びに2割軽減の枠の引き上げについては賛成しますが、最高限度額の引き上げについては、450万の税の増額になるということでございまして、これから一般質問でも申し上げますが、国保税の県の広域化に向けて進むと思うんですけども、それについてベースを引き上げるという形を進める内容だというふうに思いますので、納税者に負担を背負わせるのには同意できないということで、反対させていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、及び日程第12 議案第2号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、いずれも平成29年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

◎日程第11 議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）
について

◎日程第12 議案第2号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第1号及び議案第2号は一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号、議案第2号につきまして、提案理由説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。本案は、平成29年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億5,075万3,000円増額し、補正後の予算総額11億9,575万3,000円とするものでございます。

主な内容につき御説明を申し上げます。歳出でございます。総務費は、人事管理費といたしまして、人事給与システム再構築に伴うデータ移行業務及び人事評価システムの導入に係る経費の予算計上であります。

財務システム管理費は、財務会計システム再構築に伴うデータ移行業務に係る経費の予算計上であります。

市有財産整備費につきましては、今年度予定されている大規模建設工事に対する完了検査等を委託するための予算計上であります。

民生費は、地域福祉基金費として御寄附をいただいた分の積立金であります。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計において計上いたしました介護保険給付費への法定負担分として増額補正をするものであります。

保健福祉センター運営費は、経年劣化等による施設修繕に要する経費を増額するものであります。

農林水産業費は、畜産振興費といたしまして、畜産担い手育成総合整備事業費補助金の内示を受けて実施する草地造成整備や、家畜保護施設整備に対する補助金を交付するための予算計上でございます。

商工費は、ユネスコ無形文化遺産活用推進事業費といたしまして、烏山の山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録後初の山あげ祭開催となるため、レディオベリー公開放送の実施や、ユネスコ無形文化遺産登録記念大屋台パレードの実施に伴う経費を予算計上するものであります。また、多くの観光客の来訪が見込まれるために、おもてなしに最大限配慮し、交通誘導や駐車場警備に係る経費をあわせて増額計上いたしました。

教育費は、ジオパーク構想推進事業費といたしまして、昨年度事業で開設いたしましたホームページの更新や保守に対応するため、予算計上を行うものでございます。

自治会公民館施設整備費は、公民館の改修を行う自治会に対し、その改修費の3分の1を補助するための予算計上でございます。

学校給食センターの運営費は、厨房機器の経年劣化に伴い修繕に要する経費を増額するものでございます。

次に、歳入につき申し上げます。国庫支出金は、地方創生推進交付金といたしまして、国の採択に伴うツール・ド・とちぎを核とした地方創生推進事業への追加分と、ジオパーク構想推進事業の減額に対する予算計上であります。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金といたしまして、県の内示に伴う予算措置をしたものであります。

繰入金は、不足財源といたしまして、財政調整基金をもって措置をいたしたものでございます。

寄附金につきましては、社会福祉事業費寄附金として、桜りん会・本田實恵子様、教育総務費寄附金といたしまして、匿名希望者様からでございます。それぞれの趣旨に沿いまして予算措置をいたしております。ここに御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第でございます。

次に、議案第2号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ346万円増額して、補正後の予算総額25億5,366万円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費において、施設入所者が発生したことにより給付費の支払いに不足が生じることによる増額補正であります。

歳入につきましては、国庫・県支出金及び支払基金交付金等による充当財源の補正をもって措置となります。

以上、議案第1号及び議案第2号につきまして、一括いたしまして提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第1号の、まず一般会計の補正でございますが、提案理由の説明で詳細が触れられましたのでわかったんですけども、8ページ、人事管理費889万2,000円ということございまして、これは人事評価制度導入に伴って、財政システムとか給与システムを、何かシステム整備費になるんですかね、これのいわゆる具体的な使用内容ですね。どのようにこれを使うのか、どんなことをやっているのか、この説明をお願いしたいなと思います。

その下に男女共同参画推進事業費というのが52万9,000円ありますが、これは具体的にどのような事業なのか説明をお願いいたします。

さらに、9ページのユネスコ無形文化遺産活用推進事業費ということで、421万8,000円ということでございますが、この中で、山あげ行事の際に大屋台パレードをユネ

スコ登録記念ということで実施したいということでございますが、この大屋台パレードは本年は7月20日から21、22日と平年よりも1週間ぐらい早いような感じで、山あげ祭が進行するというふうに思いますが、どの日にこの大屋台パレードを実施する考えなのか、この推進事業費の活用内容について、もう一度、御説明をお願いいたします。

議案第2号の介護保険特別会計補正予算については、6ページ、346万ほど地域密着型の介護予防サービス給付事業ですか、これの不足分が生じたということでございますが、どのような内容の事業を予定していて、その事業内容にどのような不足分が生じるような内容になったのか、中身について御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、私のほうから人事管理費の889万2,000円についてお答えしたいと思います。

まず、そのうち800万につきましては、このたび財務会計及び人事給与システムの再構築ということでシステムを変えることになりまして、今までの業者から違う業者のほうに移行ということになりますので、今までの業者で使っていたデータを吐き出さなくちゃならないと。それにつきましての費用が800万ほどかかるということで、そちらのほうを委託料として計上しております。

その残り、89万2,000円につきましては、今年度から人事評価システムというものを入れて、評価作業をやっていくということで考えておりまして、これにつきましては一応、リースで60カ月ぐらいのリースを考えておりまして、そのうち今年度については6カ月分の費用ということで、89万2,000円ほど使用料ということで考えています。

人事評価につきましては、法改正によりまして平成28年度から本格的にやっていかななくちゃならないということになりましたので、これにつきまして、やっぱりシステム管理で適正な、公平な評価のほうをしていきたいということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 私からは、男女共同参画推進事業費52万9,000円についてお答えします。

今年度、男女共同参画計画を策定する方向で動いております。その策定に当たりまして、アンケート調査を実施するというので掲げた計上費、52万9,000円でございます。

主な内容は、印刷製本費に12万円、委託料としましてアンケート調査の対象者抽出料に係る委託費として9万円、31万9,000円につきましては、それに伴う郵送費ということで

計上してございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） ユネスコ関係の大屋台パレードにつきましては、本年7月22日土曜日に予定してございます。時間等につきましては、22日午後3時に駅前を出発して、仲町十文字までということで予定してございますが、詳細につきましては、今後開かれる実行委員会等で協議させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 御質問のありました地域密着型介護予防サービス給付費についてでございますけれども、これは年度末に、家族等の都合によりまして要支援者のグループホームの入所が生じまして、こちらに予算を計上したことになっております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 最初のもの。800万円はその財務会計システムを、業者をかえるということで800万円。それで、89万2,000円については人事評価でそういうような会社とリース契約60カ月、そのうち6カ月分を計上したと、こういうことですが、その人事評価は、これは執行権にかかわることですから、我々議会が立ち入ることはできないとは思いますが、しかしいわゆる公正な人事評価をされているかどうか、こういうふうにやっているんだよというような人事評価の中身については、いずれの日かに御説明いただけるんでしょうかね。その辺だけ確認しておきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 昨年度から始まったわけですが、なかなか適正なところまでは行っていないという状況でございますが、今後もう少し本格的な導入になった段階で、皆様のほうには全協等でお話しできればと考えています。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一般会計補正予算の中から3点ほどお伺いいたします。

まず、8ページの財政管理費の委託金ですが、ここでは当初予算でももう既に515万円ほど計上してあります。それで今回470万円、およそこの倍額になったわけなんですけど、こういうのは当初予算でなぜ見込めなかったのか。それで今回の補正理由についてお伺いします。これが1点目です。

2点目お伺いします。9ページの畜産事業費です。畜産の担い手育成事業補助金として1億

2,771万円を今回、計上いたしました。この事業については、去年もおととしも繰り返し予算計上しては削減、減額、計上しては減額を繰り返したと思うわけなんです、ことしこそこの事業を実施できるのか、お伺いしたいと思います。

それと、農政課の課長、もう一点お伺いしたいんですが、この畜産事業というのは、那須烏山市でも大きな1つの事業です。にもかかわらず、畜産に関する事業に対して、まちではほとんどこれまでに補助金を交付した例はないように記憶しておりますが、課長、この辺のところをどう考えているか、ひとつお伺いしたいと思います。

もう一点お伺いします。同じ9ページの観光費です。ここに説明欄に、ユネスコ無形文化遺産活用推進事業費、これは今回421万8,000円を計上いたしました。これは当初予算でも410万円計上してありますね。そうしますと、当初の倍額にもなるわけなんです、なぜ今回これほど倍額にせざるを得なかったのか、合わせて約830万円ほどの事業の実施内容と、果たしてどのような効果が見られるのか、この件についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） それでは、私からは、8ページの財務システム管理費470万円の補正理由でございます。

こちらにつきましては、先ほど人事管理費のほうで人事管理システムの更新に伴うデータ移行ということで御説明ありましたが、こちらにつきましては、同じく財務会計システムを平成30年度から更新いたします関係上、今年度になりまして業者の選定事務を行いました結果、現在の業者ではなくて、別な業者になった関係上、データ移行が伴うということで、財務会計分の470万円を計上させていただきました。

これにつきましては、本年10月からは新年度の予算編成事務も新しいシステムで行うということもありますので、6月の補正で予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの中山議員の御質問にお答えしたいと思います。

畜産振興費1億7,710万円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業費の補助金でございます。栃木県のほうで4月21日付をもって、今年度分の補助金の内示が正式にございましたので、今回の補正予算計上ということになりました。

当該事業は、御存じのとおりトンネル事業ではございますが、今年度の事業費総額は2億1,780万円、補助率約6割でございます。栃木県全体では現在4地区で、本市は栃木塩那地区と申しますが、栃木県全体では4地区がございまして、その配分をちょっと調べました。県

のほうに調べましたところ、平成28年度の今回の配分については、本市を含む栃木塩那地区、3市2町になりますが、県内では4地区の中では最高配分の55.2%の充足割合でございました。しかしながら、当初の計画から、議員おっしゃるとおり事業がおくれています。今後、担当課としましては、補助金等の優先配分、さらに強く要望してまいりたいと思っております。

今年度の事業内容につきましては、家畜保護施設、いわゆる牛舎整備をメインに、整備を進めるという予定になってございますが、昨年もその前の年も削減、削減ということで、非常に国からの厳しい補助金内示がございました。

事業費ベースでは今現在、どの程度進捗しているかということも参考に申し上げますと、本市の全体の計画は約5億3,000万円になります。5軒の農家が手を挙げております。平成27年度、約750万円ほどの実績でございます。28年度、繰越額も含めて事業費ベースで4,570万円ほど。今年度の29年度では、約2億1,700万円という総事業費で進めてまいりますので、事業計画全体からしますと、51.4%、今のところ補助金の内示があったという実績になっております。

もう一つの御質問でございますが、市の上乗せ補助ということで、そういう御質問かと思えますが、担当課としましても、畜産振興の観点からは何とか新規就農者の育成等も含めて、畜産にかかわらず支援していきたいという思いはございます。しかしながら、市全体の打ち合わせ、いわゆる政策調整会議等々、昨年度も行ってまいりましたが、予算編成方針、あるいは事業の効果性、公平性、公益性、いろんな観点から議論をいたしました。議員御存じのとおり、この事業への補助がやはり本地区を含め補助の例がないということも踏まえて、補助は厳しいということに至っております。

そういう観点で、上乗せをしておりますませんが、私の思いとしましては、畜産以外にも園芸も土地利用型も全て公平に補助・支援はしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 観光費のユネスコ無形文化遺産関係の山あげ祭関係についてお答えいたします。

内容につきましては、まず委託費としまして、124万2,000円を補正させていただいております。内容につきましては、初日の7月21日金曜日にレディオベリーの公開生放送を山あげ会館前の特設ステージで午後2時から夜7時ごろまで行うということで予定してございます。

なお、これの効果につきましては、事前告知等を50回以上、ラジオ等でやるということで、

いわゆるメディアのPR効果が相当あるものというふうに期待してございます。こちらのレディオベリーの生放送委託料としまして、54万円でございます。

そのほか、交通誘導警備等及び駐車場整理等の委託料等につきまして、今回、昨年の反省を踏まえまして、駐車場を烏山小学校及び愛宕台サッカー場等に増設する予定でございます。そちらの警備員の配置等に補正の予算を組んでございます。

そのほか、駅前の旧JRバス跡地につきまして、今回、商工会商業部会等々が御協力をいただきまして、いわゆるイベントスペースでのイートスペースを設けていただけるということになってございます。また、当番の仲町自治会が足銀や近隣にイートスペースをつくるということで御協力をいただいておりますので、そちらのいわゆる清掃業務等につきましても委託業務を考えてございます。そちらの増額としまして124万2,000円でございます。

また、14節ですが、42万9,000円、こちらにつきましては、先ほどのイベントスペース等に伴いますテントや照明等の増設分でございます。また、19節、254万7,000円でございますが、先ほどの質問にありました登録記念の大屋台パレード、こちらに250万円。そのほか保険等で4万7,000円ということを用意してございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 財政管理費については了解いたしました。

畜産費、私も元、畜産も担当したことがあります。あの当時は相当、畜産に関する補助事業がありました。そしてまちも負担をしておりました。しかし最近では予算書を見ますと、畜産費はごくわずかで、どこにあるんだかわからないぐらいの、消滅するぐらいの予算の規模になってしまいましたが、今回、畜産担い手事業の補助事業が入りましたから、額そのものはふえておりますが、先ほどの説明によりますと、6割補助でもって4割はこの事業者が負担をするということで、これは多額の個人負担にもなるものですから、これは市長含めた執行部でもって、よくよく御検討をいただきたいと思っております。

それに観光費につきましては、課長これ、合わせて830万円ほどになるわけですね。この事業効果があらわれるように、費用対効果、この辺のところをぜひこれから御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（渡辺健寿） 日程第13 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県後期高齢者医療広域連合の議員定数は、各市町の人口に応じて定めており、今後、栃木県内の人口が減少することにより、議員定数が減り続けることが予想されます。一方で、75歳以上の人口は年々増加しており、後期高齢者医療制度の運営主体としての広域連

合及び広域連合議会の重要性は増すものと考えております。

そのため、議員定数を維持するために、人口区分により人数を割り振る方法から、市町ごとに議員数を規定するよう、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により、議案の議決を求めるものでございます。

慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第11号 市道路線の認定について

○議長（渡辺健寿） 日程第14 議案第11号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 市道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法第8条第1項の規定に基づき、大金台林間住宅団地内の路線67路線、総延長1万3,910.7メートルを市道に認定いたしたく、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市建設課長に説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、命により、詳細な説明を申し上げます。

大金台林間団地内の道路につきましては、平成14年12月6日付で分譲事業者である大和ハウス工業株式会社と交わした林間住宅分譲地道路施設移管に関する協定書に基づいて、順次、移管等の手続を進めてまいったところでございます。平成28年度末の時点で既に4路線、総延長5,637.6メートルが移管されております。

このたび、かねてから懸案となっておりました経年劣化を解消するために、事業者が実施してきた大規模修繕工事の完了の見通しが立ちました。よって、今回は議案書のとおり、議案書の別紙の1ページから5ページの、1ページの大金台A-1号線から5ページの大金台H-10号線までの67路線、総延長1万3,910.7メートルを認定するものであります。この市道認定することによりまして、今後は暮らした場所に住み続けることや、市外からの移住を促進することにつながっていくと考えております。

あと、今回の認定につきまして、こちらは管理会社、大和ハウス工業と先ほど言った平成14年に結んだ協定の中で、たとえ今回、議決をいただいて認定をしたとしても、通常の維持管理、通常の維持管理とは何かというと路面の清掃とか側溝の清掃等、そういった維持管理は引き続き今の協定に基づきまして分譲業者である大和ハウス工業がずっと行うということになっております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 市道認定の件ですが、これはほかにもそういう場所があるんです。

その場合にはどういうふうな対応をするつもりなのか、質問いたします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私どもの平成17年10月に合併時に定めた認定の事務取扱要領に基づきまして随時やっているんですが、基本的に諸条件を整えば、移管の手続というものは行くと思うんですが、そのちょっと諸条件の代表的なものを説明しますと、まず大前提で、道路敷地が分筆等が行われて、所有権移転が市のほうに円滑に進められるという条件と、あとは構造的なものが基準を満たしているというその2条件、それが大前提ですね。

それとあと移管までの諸費用は全て前所有者が負担するというので、随時、事務処理をしております。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 前提条件が全て満たされれば、市道として認定すると、そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） そのとおりでございます。

○14番（樋山隆四郎） 了解。

○議長（渡辺健寿） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） この市道の認定について若干、質問したいと思います。

まずこの市道が追加されることによって、市道の総延長はいかほどになるのか、まず1点。

それと、この大金台、場所が場所だけに山の中だということで、前回、私ども経済建設常任委員会で、あそこで陳情があったときに現場を見させていただいたときに、いわゆる市道上に覆いかぶさっている樹木が落下して車に当たって、いわゆる市道は市の道路管理者、いわゆる市長が責任だということで、市が和解をしたと、こういう事例があります。

したがって、これらによって軽微な管理はその管理会社がやるような今、説明があったんですが、民間が持っている樹木、覆いかぶさっている樹木を伐採するなんていう手続は、これ、市でやれば可能なのか、あるいは本人の承諾がなければ切れないのか、その辺の詰めはどういうふうな管理会社と協定を結んでいるのか、その辺について詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 今、小森議員の御質問ですが、常任委員会で先日、現地調査しました。あの樹木につきましては、街路樹として道路管理者がもう移管を受けている樹木でございます。ですから、街路樹の管理者として先日の処理をさせたんですが、あそこには2種類、木がありまして、街路樹と指定する樹木と、あと個人所有の樹木と2種類ございませ

て、その街路樹として移管された樹木に対しては市が管理しているわけなんですけど、先ごろ不幸な事件がございまして、あれ以来、そういったことを踏まえまして大和ハウスと協議してまして、随時、剪定等をやっているのが現状でございます。

市道のこれからといいますか、この移管後の全体延長につきましては、現在、約411キロ管理しておりますが、そこに今回、19.5キロが加わりますので、合計で430.5キロとなります。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 都市建設課長。その追加分のキロ数、先ほどの数字とちょっと違うようですが。

○都市建設課長（小田倉 浩） 済みません。19キロというのは、もう既に4路線の認定されるものも足してありました。今回、新たには13.91キロですから、411キロプラス13.9キロで424.9キロでございます。失礼しました。

○議長（渡辺健寿） 17番小森議員。

○17番（小森幸雄） 街路はその管理事務所と協定をして、市はいつでも切れるんだと。わかります。それでは、個人のもはどうかということとをさっき聞いたんですが、この辺の詰めをきっちりやっておかないと、必ずあそこはまた事故が起きそうな気がします。間違いないと思います。あれだけ覆いかぶさっているんですから、その辺、慎重にやらないと、後で、あれ、小森に言われたけどやっぱりなんてならないように、今から転ばぬ先のつえ、老婆心ながら言わせていただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございますか。

2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ちょっと住民の要望とかいろんなのがまじり合って、こういうことになっているんだと思うんですけども、正しく認識したいために、この市道に組み入れたことで、市の負担、ふえるもの、減るものというのをどういうふうに認識しているかをちょっと教えてください。これ結構、考えようによっては市の負担がふえるんじゃないかということもあるし、逆だという部分もあるかもしれないので、教えてください。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） これを認定したことによりまして、市の負担なんですけど、私どもで今現在つかんでいる数字によりまして、これは大和ハウスのほうのデータでございますが、現在管理して、これが約、年間170万円、いわゆる草刈りとか側溝の掃除とかですね。もちろん大和ハウスのほうは、道路だけじゃなくて分譲地のほうもやっていますが、その道路の分として170万円という数字なんですけど、こちらに関しましては、引き続き私どもの負担

はないということで、通常の維持管理に関しましては負担はないということです。

ただ、先ほど出ていた突発的な街路樹の、それは既に移管を受けている区間なものですから、そちらのほうのまだ街路樹の管理が生じると思うんですが、それは金額的には含んでおりません。

あと、これは参考程度なんですけど、今回、移管をする最大の目的というのは、今現在、暮らしている方が長く住み続けていきたいということと、あとあいているところに移住するということを進めることなんですけど、皆さんの記憶にありますが、2011年、3.11の東日本大震災のことなんですけど、幸か不幸か既に認定している場所、先ほど言った4路線のうち2カ所において被災を受けました。そちらにつきましては、もう認定をして移管受けていますので、公共土木施設災害復旧事業費の国庫の対象ということで、災害復旧費をもらったんですが、2カ所で約600万円ほど、3.11東日本大震災の復旧費に使っております。そのときに、その他の道路に関しましては、これは事業主のほうの復旧なんですけど、約1,800万円ほど復旧にかかっております。

そういった本当に災害のときに、現制度ですと住んでいる方の負担等がありますので、その辺の安心感ということで、認定すればまさかのときに道路法の適用になりまして、そういう救済策があると思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 質問の趣旨は、そういう非常時というよりも、当然これだけ距離がすごく長いので、通常、補修しますよね。その費用というのはいほどのぐらいを見ていたらいいのかというのが知りたいんです。ゼロではないと思うのでね。これだけ距離が長いので。だからこれだけのお金はかかるけど、今、課長が言うように、やっぱりここに住んでいる方、あと新しく入ってくる人のためにやるんですよという、それをどちらも理解しないといけないので、参考に教えてください。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） ちょっと説明が足らなかったかもしれないんですが、今回、これで議決をいただいたとしても、即、道路法の適用になるということではございません。これから議決をいただきまして、次の手続としまして公示をしまして、次に、これは事業主の負担なんですけど、今度は認定するために道路台帳というものを作成しなければいけないんですね。そちらに道路区域とかいろんな細かい図面等をつくるんですが、これが事業主のほうの負担なんですけど、それをこれから行いまして、最終的に両者の合意ということで、区域の決定、これも道路法で言っているんですね、それと供用開始と、これからの法手続がありますので、その

辺で現時点においては細かい補修等がほぼ……、補修計画がありますので、今、当面、即費用負担はそれほどじゃないんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀議員。

○2番（小堀道和） いいです。

○議長（渡辺健寿） 12番佐藤昇市議員。

○12番（佐藤昇市） それでは、今も同僚議員のほうから質問がありました。この道路、非常にひねくれている道路で、1万メートルということございまして、まず最初に都市建設課長に聞きたいと思います。この道路、67路線全部歩いて検証してきたのかどうか。

あと今、年間170万の草刈りとかU字溝清掃というお話もありました。この那須烏山市認定の取扱規程というのがありますが、その当時、大和ハウスは、今、那須烏山市が道路の使用基準ですか、施工断面の中でその施工ができたのかどうか、そういうことも含めてこの認定を今、申請をしているのか。まずその1点を聞きたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 全部歩いたのかというと、それはこれから、先ほど言ったように道路台帳をつくる際に、全てこれから測量をして、道路区域等を確定しまして、その作業がこれから残っております。ですから、そのときには完全に全路線、隅から隅まで調査ということが起こります。ですから、その道路台帳をつくる際に、道路管理者として立ち会っていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） もう一点。道路基準に合致しているかどうかの答弁が漏れています。

○都市建設課長（小田倉 浩） 済みません。道路の構造につきましては、幅員要件等を満たしておりますので、基準に合致していると思います。

○議長（渡辺健寿） 12番佐藤議員。

○12番（佐藤昇市） 今、課長のほうから答弁をいただきましたけど、私、現実は何路線かちょっと見てまいりました。ある議員と一緒に見てまいりました。

地域の住民の方ともちょっと話したんですが、市に委託されればいいねと。それはもちろんそのとおりだと思います。まず管理者がなかなか言ってもやってもらえないと、そういう話も実際は出ております。そういう中で、1万メートルですから、非常に多分、市に委託されるとお金がかかります。170万円どころじゃないと思います。

それで、今、現状の舗装路面ですか、あそこには污水管が入り水道管が入り、本当の継ぎ当てばかりの道路でございますよ。実際、見ると。そういうものをきちんと整備をして、歩くと

きも多分、引っかかって転んじゃうんじゃないかなという道路だと思います。私、見てきたところではね。そういうことを今、承認して、後で直してもらう、それはちょっとどうなのかなと私自身は思っております。きちんとして、やはりこういうもので引き受けるよと、そういう中でこの道路を市に委託するというのが普通、正常な話ではないかなと私自身は思います。

しかし、市民の側に立てば、早く、そういうこともわかるんですが、もう少し現場を見て、本当にこれで市道でいいのかと。ひどいところ、いっぱいありますよ。本当に。だからそういうことを懸念しております。

だからマイナス面と、あとプラス面もありますよね。道路が長くなれば延長面で交付金もおりますから、その交付金は幾ら金があるんだか知りませんが、わかっただけ教えていただきたいと思いますが、差引勘定がプラスになれば、私は何も文句は言いません。

そういうことのでございますので、もう少し慎重に承認してもらおうということであれば、市に負担がかからないような、あの道路を直すとなれば非常に大変だと思いますよ。道路の路面が本当にひどいですからね。水道管を取り出し、汚水管を取り出してそのままですから。仮復旧のまんまですから。そういうことも含めて検討していただきたいなと私は思っております。どうですか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほど申したとおり、認定、即、移管ということじゃないものですから、今、佐藤議員言うように、これから実際、認定して、詳細な測量をして、それで現地立ち合い等を行いまして、そうしてから初めて区域の決定、供用開始というこれから手続がございますので、その際、万全の体制でやらせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） ただいま交付金ということでございましたが、いわゆる交付税の算定額ということで、ざっくりではございますが、単位費用としまして計算しましたところ、道路の延長及び面積が算入されますので、概算で平成28年度で申しますと、約1,000万円弱、約1,000万円ぐらいが交付税の算入になるのかなという計算をしております。

○議長（渡辺健寿） 12番佐藤議員。

○12番（佐藤昇市） 大分入るんですね。1,000万円も入る。

しかしながら、本当に議員は真剣ですから、確約したから、やったからどうなのという問題じゃないんだよね。それを取り消すこともできるんですか、じゃあ、認定したら。できないでしょう。だめなとき、そういうことも踏まえて、きちんと道路を見て、これを出す前に。そういうことが大事ではないかなと私自身は思っておりますよ。後でやればいいんだって、後づけ

になりますからね。それに合っているかどうかということが認定の条件だとさっき同僚議員からの質問にもありましたけど、もう少し私は検討すべきではないかなと。その上で認定すれば認定してもいいと、私はそう思っています。

今、交付税が1,000万円も来るということでございますが、1万メートルですから、1,000万円どころじゃないですよ。本気になってやると。本当に、それは誰が決めるんだか、私らが決めるんですが、非常に難しい判断だなと私自身は思って、質問は終わりにしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 私もこちらの道路、幾つかずっと何年も歩いているものですから、見させていただきました。赤い線については、生活道路ということで、非常に頻繁に使っているというふうには言い切れませんが、住民の方が大体ほとんど歩いている、走っているルートだなというのは確認できました。

ただ、H-9の右上にあります道路について、ちょっとお伺いいたします。白い線のままなんですけど、市道ではないというふうな方向で行くのでしょうか。わかりますか。場所的に。H-9の右上のところ、赤い線でもなく黄色い線でもないという。そこは市道にならないという、そのままの状態なんですか。ロータリーとして既に市道になっている部分ということでしょうか。

それをちょっとお聞きしたいなということと、あとこちら、自治会と管理者であります大和ハウス等と市のほうでの三者のしっかりとした話し合いの上に道路管理のほうが行われますように、ぜひお願いしたいなというふうに思っておりますが、そのような話し合いは、自治会管理者とされているのでしょうか。お聞きします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 望月議員の図面なんですけど、まずH-9なんですけど、それはちょっと縮小版なものですから、既に認定されているところに含まれております。ちょっと図面を縮小しているものですから。ロータリーのところですね。そこにつきましてはもう既に認定されております。

あと分譲業者と自治会等の協定のお話なんですけど、自治会と旧南那須町時代に、平成11年11月1日付で協定を結んで、14年12月6日付で大和ハウスと協定を結んでおります。その協定はこれからもずっと生きるということでございます。

○議長（渡辺健寿） 5番望月議員。

○5番（望月千登勢） わかりました。やはり住民の方、ずっと我慢しているというところも幾つかお聞きしている中で、やっと手をつけてくださるのかなというところではありますが、

やはり林の中、森の中ということで、いろいろなさまざまな突発的な事故が起こりますので、市としては何度となく訪れていただいて、危険箇所の把握をしっかりとお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 1番相馬議員。

○1番（相馬正典） 今ほど佐藤議員からもありました、道路を整備して改修をした後、市に移管するというようなお話だったんですが、そのとおりでよろしいのか。

さらに、こういった民間の造成された分譲地、ほかにも市にこういった道路の移管というのがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほど申しましたように、これから道路区域等を設定しますので、その際に分譲業者と細かい詳細につけて、それで先ほど何回も言ったんですが、これは認定だけでは全く法的に効力はございません。この後の区域の決定、供用開始という法的な手続を踏まないと、市町村道として認定されませんので、今回は第一歩ということで御理解いただきたいと思えます。

あとその他の同じような条件のところの、先ほど樋山議員からもあったと思うんですが、諸条件ですね。まず用地の問題、それとか……、一番は用地の問題ですね。そちらがすなりと道路管理者のほうに所有権が移転できるかどうか、あと構造的な問題がクリアできれば、これから積極的に定住促進という観点で移管の手続を進めてまいりたいと思えます。現在は、打ち合わせ段階はありますけど、まだ細かいところを詰めている段階なものですから。

○議長（渡辺健寿） 1番相馬議員。

○1番（相馬正典） わかりました。変な話、民間第1号みたいな話ですね。

それで、やはり大和ハウスさんとの協定の中で、道路の改修、全て終わってから移管してもらおうということで、傷んでいる、ここを直せという多分、行政的な指導も行くのかなと思うんですけども、それがあくまで完了した後でないと、その認定はしないと。拒否はその時点ではできるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 認定は第一歩でありまして、最終的な供用開始という法手続をしないと道路法の道路になりませんので、通常、その間があいているというのがいろいろあります……、そういった状況は珍しいケースじゃありませんので、認定と供用開始というのは別問題というような認識をいただきたいと思えます。

○1番（相馬正典） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） いろいろ議論が尽くされているんですが、大和ハウスという会社は非常に優良な会社でございます。お金もたくさんありますが、やっぱり道路を直すにはある程度の予算を組んで、見通しが立ったという話がありましたけれども、1億円かかるのとか2億円かかるのとかというような予算を組むのではないのかなというふうに思うんです。

そうすると、予算を組むということは、ここをこういうふうに修繕しようとか、ここはこうこういうふうにするというような積み上げをして、こんなもんでどうでしょうかねというようなことを確認に来ながらやるのではないのかなと。そうしないと株主に大和ハウスは説明がつかないということになってくるということだと思うんですね。

そうしますと、この辺を直して、こうやって、ああやってというような下話があるんじゃないのかなというふうに、これは想像ですけど、その辺のところはあらかた、これ舗装全部直してよとか、U字溝のふた直してよとかって、そんな話はしていないのか、あるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 現場のほうでいろいろなケースがあるんですが、それはしっかりと道路台帳の測量をつくる際に、現場のほうで明示しながら、今後協議させていただくような状態に今なっております。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） じゃあ、これから細かく現場を見ながら詰めていくと、こんなようなことなんですけれども、道路構造令というのが当然ありまして、道路は面積だけじゃなくて、先ほど佐藤議員も言ったように断面という、砂利がどの程度入っているんだと。結局、砂利が薄いと傷みが早くて、これは都市建設課長でも当たり前に分かっていることだと思うので、図面にはきちんと載っているんだけど、じゃあ、ある点何点かとして、それ全部掘って断面をしっかりと確認をすると。そして幅だけじゃなくて、断面が合っているかどうかという確認をしっかりとしないと、後でかなりの修繕費がかかるというふうに私は思うんですけれども、その辺のところは考えておりますでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 道路の構造につきましては、図面等では確認済みなんですが、現実的にあれば、渋井議員言ったように現地のほうを試掘して、舗装厚等は、過去の写真等でしか確認しておりません。ただ、現実的にこれから道路台帳をつくる時に、当然、舗装厚とかを明示しますので、その際、調査して、舗装厚の確認などを行いたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） どの頻度で、どういうふうを確認するかというのをきちんと市議会に提示して、こういうことをするからどうだというのが筋かなと思いますが、住民の方も希望されているでしょうから、その辺のところ、しっかり管理をしていただければなど、このように思います。

以上で終わります。答弁は結構です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。あと予定者、何名ぐらいおりますか。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時34分

再開 午後 1時30分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭、小田倉都市建設課長より追加説明があります。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 済みません、提案のときにちょっと言葉足らずのことがありましたので、追加の説明をさせていただきます。先ほどの件なんですけど、ちょっと時系列で今までの経緯のほうを簡単に説明させていただきます。

まず、平成14年の12月に旧南那須町と大和ハウス工業が移管に対する協定書を結びました。そのときに、この移管予定の底地、いわゆる道路の下の敷地につきましては、平成15年の1月、ですから協定が平成14年の12月ですから、その次の15年の1月に、今回の認定区間も含めて全エリア、旧南那須町に寄附採納がありまして、平成15年1月23日付で登記になっております。

現在は、市町村合併に伴いまして、今の底地につきましては全て那須烏山市の名義になっております。それはどういうことかといいますと……。済みません、その後、平成15年の3月に、先ほど説明した先行して4路線、5.6キロに関しまして、旧南那須町議会において町道として認定しております。ですから、この5.6キロについては今、道路法の適用になっているんですが、その他の道路につきましては、一括して寄附採納を受けていますので、現在の道路の所有権というのは那須烏山市になっております。

その協定の際、その4路線だけ先行して移管の手続きをして、その他につきましては、その5年後にと言ったんですが、2011年の3.11の震災等がありましてかなりダメージを受け、その復旧に時間がかかってしましまして、先ほど言ったように見通しが立ったので、今回、その他残りの6.7路線につきまして上程させていただきました。

ですから、底地は既に那須烏山市の土地になっております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 質問を継続します。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている件について伺います。

これも大和ハウスさんなんですが、おわかりであればお答えいただきたいと思うんです。これも大和ハウスさんは、あそこを区画割りして、全国に向けて販売したわけですけども、総区画が何区画あるのか。そしてまたその中で販売された区画が幾つあるのか。また、その区画の中で販売して、なおかつそこで建物が建っている区画が何区画あるのか。その建物の中に今、住んでおられる住人は何世帯あるのか。また、この大和ハウスさんの管内の中に居住者数は何人いるのか。それがもしわかれば、ちょっと管轄外になるのかどうかかわからないですけど、わかったら教えてください。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） ただいまの久保居議員の質問にお答えします。

私どもでつかんでいる、これはあくまでも大和ハウス工業のほうの発表した数字でございます。まず、あそこの総区画が1,742区画でございます。そのうち分譲済み、販売済みの区画が1,696区画あります。分譲率は97.4%ということですね。その分譲済みの1,696区画の土地のうち、建物が建っている戸数が327戸でございます。建物の建設率は19.3%ということでございます。うち、327戸建物が建っていますが、その内訳としまして、193戸が定住の方ですね。残りの134戸が別荘と、いわゆる別荘用地ということになっております。

私どもで、その住民票の登録とかどうのこうのというのはちょっと数字はつかめないものですから、参考になんですが、これは毎月10日に自治会配布の文書がありますね。それでは自治会のほうからの申し込みでは12班150世帯ということで文書のほうを、お知らせ版等を配っておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） ありがとうございます。世帯数が150ということですよ。

それで、冒頭に課長から、合併以前の南那須町のときから移管協定があつて、道路の底地についてはもう市の名義になっているというような説明がございましたよね。これ、ただ長さが10.何キロということで、この図面を見てみると、本当に人間の血管でいえば毛細血管のほうまでずっとこれ、なつて、行きどまりになっているところが多いわけですね。この辺のところを、うちの市にはふれあいの道づくりというのがありますね。各利用者が4世帯、5世帯ま

とまったらば部材だけを出して工事を行うというようなあれもあるわけですが、そういうことも取り入れてみたらどうなのかなというふうに私は思うんですよね。市道にしないで。

例えばこれ、課長、A-4とかA-3とかA-2とかA-1というこの赤いラインありますけれども、ここに何世帯ぐらいありますか。家は。わかりますか、これ。A-4なんていうところのこのラインのところは何世帯ぐらいあるの、これ。A-4とかA-2、A-3、C-9でもいいしC-7でもいいしC-8でもいいんだけど、こういうところに何軒ぐらい住んでいるのか。

それと普通、ちょっとわからないから質問するんだけど、三箇にしても大木須にしてもどこにしてもそうだけど、市道から角道入って1軒、2軒うちあるよね。そっちは市道になっていないよね。そういう状況が多いと思うんですよ。だからこれを見ると、ちょっと言い方は悪いかもしれないけど、毛細血管みたいなのが何軒ぐらいあるのかなと。こういうところも1軒、2軒だとすると、ほかの普通の自治体の市道から枝分かれして自宅に上がっていくところとは2軒、3軒あるんじゃないかなというふうに、私はそういうところが多いと思うんですが、そういうところまで市道認定しちゃうのかという形にも見えるのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 申しわけありません。戸数につきましては、ちょっと住宅地図と照らし合わせて調べさせていただきます。済みません。

あと、ふれあいの道の制度につきましては、これはあくまで私どもは受け身の立場で、住んでいる方の団体を組んでもらいまして、そちらからの申請ということになりますので、理論上は可能だと思うんですが、その辺はまだ住んでいる方の意思ということなものですから。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） 最後の質問にしたいと思えますけども、私が言いたいことは、市道なら市道でもいいんですが、ただ、B-7とかこの枝みたいになって行きどまりになっている、もちろんここでUターンして帰ってはこられるんですけども、こういうところがかなりあるわけですね、これね。この図面を見ると。

そうすると、じゃあ、ふれあいの道づくりというのは、やはり中に個人のうちが、県道、市道からずっと枝分かれして、山に上っていったり山をおりていったりするところに1軒、2軒、3軒というふうにあるわけだけでも、そういうところは軒数が少ないから市道には認定されていないんだけど、利用者がいるから市としてふれあいの道づくりという大変いい制度を使って助けて、そういう利用者の方が資材を市から提供してもらって、自分たちでつくるというような形になるんですが、この場合に、このB-7とかというところが果たして何軒あるのか、そ

ういうところとの差異をどう説明するのかなど。この行きどまりのところまで全部、市道に認定しちゃうとですよ。その辺の整合性というか、それをどうとっていくのかということを知りたいわけです。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほど申したとおり、今回の移管につきましては、協定に基づいてその事務処理をしているところがございますので、これは既に協定済みのところをやらせてもらっているのが現状でございます。既に所有権移転等、進んでいますので、あとは先ほど午前中言ったように、今後、これから現地調査をしまして、道路台帳整備等作成の作業があるんですが、その際に皆さん御指摘のように、現地立ち会いをしっかりとって補修工事をして、それで区域の決定をして、それで供用開始という道路法の手続を踏んで初めて移管が終了になりますので、今回の認定はまず第一歩ということで、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 都市建設課長、前もって私、8点ほど質問事項を出しておきました。そのうち、まず1点から申し上げます。

大金台地内にこれまでに認定した道路というのは、この添付された図面のうちの黄色い部分がそうなんですか。この黄色と、緑の破線がついた部分がありますが、これも含めたのが先ほど説明した4路線で、およそ5,600メートルと、そう認識してよろしいのかどうか。

2点目、申し上げます。今回認定する道路というのは、多分もう二十数年前、もう30年ぐらい前の舗装ではないかと思いますが、これは実際、いつ舗装したのか、そちらで記録があるかどうかお伺いしたいと思います。

3点目、申し上げます。当面、維持管理費、これは大和ハウスさんと住民とで負うということなんですが、舗装なんかも私も路面を見ますと相当傷んでいるところがありまして、もう今にも破損しそうなおところがありますが、こういった路面の補修については、多分これは市が負担するのではないかなと思っていますが、この辺のところをどうするのかお伺いしたいと思います。

4点目の道路敷地の所有権ですね。これは先ほど答弁でわかりました。これは全部もう既に市の所有権になっているということですね。

5点目の大金台の戸数、これは150戸、これもわかりました。

6点目の大金台地内の認定外道路として残る延長ですね。今回、赤で染めた部分、それ以外にも相当あるわけですが、この残る延長というのはどのぐらいあるのかおわかりでしょうか。それと、これらの道路のこれからの維持管理というのは、大和ハウスさんとそれに住民で実施

するということになるのでしょうか。これが6点目です。

7点目です。今回、認定するに当たりまして、大和ハウスさん、また大金自治会から市に対して何かこうしてもらいたいんだというような条件等はなかったのか、お伺いしたいと思います。

最後の8点目です。これは先ほど樋山議員からも質問ありましたが、本市内で宅造された箇所というのは相当、旧南那須町、旧烏山町ともありますが、それらの造成区域内の道路は、既に今回の大金同様、市は認定されているのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 中山議員の質問にお答えします。

まず1点目の、これまでに認定した道路はあるのかということなんですが、御指摘のように、この図面の黄色く着色したところを、北通り線、中央通り線、東通り線、西通り線という4路線、5.6キロ、これは平成15年3月に旧南那須町で認定しております。

緑の点なんですが、これは街区の区割りの線なものですから、これは道路とは直接……、かぶっているところはありますけど、街区の区割りの線を引いておりますので、既に認定しているのは黄色いところでございます。4路線、5.6キロですね。

あと2点目の、何年前に舗装したのかということですね。一番古い資料が残っていませんので、打ち替えている新しいのが平成14年から15年ということで報告を受けております。

3点目の、当面維持管理費を必要とするところはないかということですね。こちらは先ほど申し上げたように、これから道路台帳をつくるときに、現地立ち会いと詳細、事業者と立ち会ってしますので、今のところ完全にはつかんでおりません。これは道路台帳の測量をやる際に、きちんとやる作業でございますので、今後、ぬかりなくやっていきたいと思っております。

あと認定外道路として残る延長につきましては、今回上程したところは既に南那須町時代に寄附採納を受けて、認定を前提でしておるものですから、それのところは今回、全て網羅しておりますので、その他、残るケースはございません。

あと、今回認定するに当たって、大和ハウス、大金自治会等、条件等はないかというのは、午前中、望月議員のときに説明したんですが、過去に管理に対して通常の維持管理は全て大和ハウス工業がやるということで、これは自治会と事業主と、あと道路管理者と協定を結んでいきますので、改めて条件というのはございません。

次に、今回と同様に認定するところがあるかということですね。事務レベルではいろいろ今、作業は進めているんですが、先ほど言ったように、まず底地の所有権移転の問題とか、幅員とか構造の問題等、そういったことをクリアしなくちゃいけないものですから、具体的に今どこ

があるかというのは、まだ今のところはございません。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 課長、6点目のこれ、私が言っているのは、大金団地内での道路なんですけど、もう既に認定済みの道路、今回認定しようとする道路、それ以外にまだ道路はありますね。狭い道路が。狭い道路がまだありますね。これで全部が、大和ハウスの道路全てを今回、認定するというわけじゃないのではないかな、まだ残る部分があるのではないかなと思って、私、この6番目の質問に入れたわけなんですけど、残る部分というのはもうないんですか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 今回の認定で、団地内のエリアの中で直接住宅にかかわるところは全て今回、網羅しておりますので、認定外道路として、中に残るといのはございません。私道は別としまして。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） これ、認定をするかどうかは、これから議決をすることになりますけど、私の所感を申し上げます。

これは市長に申し上げたいと思うんですが、那須烏山市には幾つかのこういった開発地がありますね。それによって那須烏山市も人口がふえる。また固定資産税等の税収もふえると。そういったようなまちとしての利益といいますか、さまざまな点で効果のあるような、まちの発展に効果のあるようなことを業者はこれはやってくれたわけで、それに対して、やはりある程度のこれからまちの負担というの、これもやむを得ないのかなというような感じを持っているところです。これは私は所見です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○15番（中山五男） はい。結構です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 2点ほど伺いたいんですが、まず私も地元の団地で、町道編入ということに20年ぐらい前に取り組んだ経緯がございます。そのときに一番の問題が道路台帳の作成。それは提供する側が負担をします。この1つの問題と、もう一つが、行きどまりの道路は認定できないと、こういう記憶があるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

また、この林間住宅地として三十数年前ですかね、売り出しが始まったわけでございますが、樹木は小さいうちはかわいいんですよ。何かと同じなんですけど、大きくなるんですね。しかしながら。それが今ののり面や、例えば道路の舗装の傷み、こういうのに関係していると思うん

ですが、こののり面の伐採なんかについては今後どのように考えているか、以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 高田議員の質問にお答えします。

まず認定基準なんですけど、行きどまりはだめだという、そういう要件はございません。

一番ネックになりますのは、底地の所有権移転がスムーズに道路管理者のほうに移れるかどうかということと、あと幅員要件、その2点でございます。

のり面につきましては、民地に関しましては、道路管理者が行う要件じゃございませんので、通常の道路敷につきましては道路管理者がやると、それは当たり前のことなんですけど、そういったような対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 行きどまりはたしか当時は認定できないというような話になったんですけど、現在、それは問題ないんですね。例えば行きどまりであっても、そこでUターンできるような構造になっていけばいいというような話は聞いているんですけど。

それとのり面というのは、道路敷にかかわるのり面という意味でお尋ねしたんですけど。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それは認定路線ののり面ということでよろしいですか。

○16番（高田悦男） はい。

○都市建設課長（小田倉 浩） 認定してある道路敷ののり面の樹木等は、特別な協定がない限り道路管理者の責務でございます。

行きどまりはだめだという規定はございませんので、その行きどまりだからだめだという要件で却下するということはございません。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時47分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第11号 市道路線の認定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渡辺健寿） 日程第15 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおり陳情書2件であります。これらの請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、付託第1号のとおり、陳情書第1号及び陳情書第2号は、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 2時29分散会]